令和5年度 第2回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和5年7月26日 (水) 午後2時00分から午後4時05分まで 場所 文京シビックセンター24階 第1委員会室

く会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 文京区地域福祉保健計画の実績報告(令和4年度実績)について 【資料第1号】
 - (2) 子ども・子育て支援に関する実態調査の調査項目(案)について 【資料第2号】
 - (3) 地域共生社会の実現に向けての方向性(案)について

【資料第3号】

(4) 新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について

【資料第4号】

- 3 その他
- 4 閉会

<地域福祉推進協議会委員(名簿順)>

出席者

髙橋 紘士 会長、平岡 公一 副会長、髙山 直樹 副会長、神馬 征峰 副会長、

細部 高英 委員、土居 浩 委員、三羽 敏夫 委員、新井 悟 委員、

諸留 和夫 委員、石樵 さゆり 委員、柴﨑 清恵 委員、木村 始 委員、

大橋 久 委員、堀口 法子 委員、佐藤 良文 委員、片岡 哲子 委員、

宮長 定男 委員、中嶋 春子 委員、佐々木 妙子 委員、山口 恵子 委員、

白土 正介 委員、鳩山 多加子 委員、水谷 彰宏 委員、

小倉 保志 委員、鈴木 悦子 委員、松川 えりか 委員、植村 元喜 委員、

武長 信亮 委員、篠木 一拓 委員

欠席者

遠藤 利彦 副会長、弓 幸史 委員、平井 芙美 委員、川上 智子 委員

く事務局>

出席者

竹越福祉部長、多田子ども家庭部長、矢内保健衛生部長、鈴木地域包括ケア推進担当部長、 津田ダイバーシティ推進担当課長、木村福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、

木内地域包括ケア推進担当課長、橋本障害福祉課長、渡部生活福祉課長、

阿部介護保険課長、中島国保年金課長兼高齢者医療担当課長、篠原子育て支援課長、

奥田幼児保育課長、永尾子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、

佐藤児童相談所準備担当課長、熱田生活衛生課長、田口健康推進課長、小島予防対策課長、 内宮新型コロナウイルス感染症担当課長、大塚保健サービスセンター所長、中川学務課長、 木口教育センター所長

欠席者

横山企画課長、齊藤防災課長、赤津教育指導課長、鈴木児童青少年課長

<傍聴者>

<u>0</u>名

福祉政策課長:定刻になりましたので、これより令和5年度第2回文京区地域福祉推進協議会を開催いたします。

議事に入る前に、委員の変更がございましたので、事務局からご紹介と委員の委嘱をさせていただきます。

文京区医師会から山道博委員に代わりまして、細部高英様に委員としてご就任いただきます。

次に、保健部会から推薦の公募委員としてご就任いただいておりました西村久子委員 に代わりまして、松川えりか様に委員としてご就任いただきます。

同じく、保健部会から小山忍委員に代わりまして、植村元喜様に委員としてご就任いただきます。

福祉政策課長: 以上、3名の方、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席委員につきましてご報告いたします。

遠藤副会長、弓委員、川上委員の3名でございます。あと1名、平井委員が、まだこちらのほうにいらしていないようです。区側は、企画課長、防災課長、教育指導課長、児童青少年課長の4名でございます。

本日の資料の確認をさせていただきます。

(~資料確認~)

それでは、これより議事に入ります。

髙橋会長、よろしくお願いいたします。

髙橋会長: お暑い中、ご苦労さまでございます。コロナも5類になってかえって対応が難しいような感じですが、2時間の予定でございますので、よろしくご協力をお願いいたします。資料がいろいろございますけれども、実績報告、実態調査、総論的な部分についてなどご審議いただく、4つほどテーマがあります。まず、文京区地域保健福祉計画の実績報告、令和4年度の実績として、区としてどういう取組をしたかということです。分野別に、五つございますし、大変なボリュームでございますので、分野別に端的に説明をしていただいて、それについて、部会の委員の皆さんもいらっしゃるかと思いますので、質疑を行えればと思います。

それでは、地域福祉保健の推進計画から始めてください。よろしくお願いいたします。

福祉政策課長: 【資料第1号-地域福祉保健の推進計画】について説明

髙橋会長: 今のご報告に対して、何かご発言はございますか。

一つ一つの事業は非常に多様でございますが、ご報告をいただきました。

後でまとめてということも可能でございますので、引き続き、子どもの施策をよろし

くお願いいたします。

子育て支援課長:【資料第1号-子育て支援計画】について説明。

髙橋会長:何かご質問がなければ次へ行って、全体として議論したほうがよさそうですね、次、よろしくお願いいたします。

介護保険課長: 【資料第1号-高齢者・介護保険計画】について説明。

髙橋会長:ありがとうございました。

実績というよりは、これからの予定についても若干触れていただいておりました。

何か、なければ次に行きましょう。

それでは、障害、よろしくお願いします。

障害福祉課長:【資料第1号-障害者・児計画】について説明。

髙橋会長:ありがとうございました。

保健医療がありますので、ご報告をいただいてから質疑を始めたいと思います。

生活衛生課長:【資料第1号保健医療計画】について説明。

髙橋会長:ありがとうございました。

実績報告ということで、それぞれの事業の状況について大事なところをかいつまんで ご報告をいただきました。

なかなか質問しづらい話かとは思いますが、それでも気になるところはいろいろおありかと思いますので、ご質問をお受けいたします。

オンラインで参加の皆様は、それで発言の意思を表明していただくということで、まず、会場にお越しの委員の皆さんから何かございますか。

神馬副会長:神馬ですけれども、丁寧なご発表ありがとうございました。

1ページ目に括弧付で「我が事」の意識醸成とあり、2ページ目に行きますと、また括弧付で「丸ごと」受け止めると、この括弧付の「我が事」と「丸ごと」には、こういう事業に対する非常に強い価値観が含まれていると思われます。この「我が事」や「丸ごと」を強調している背景はどういうものなのかを説明していただけませんか。これが地域福祉保健だけのことなのか、ほかの四つの分野にも共通し得ることなのか。地域福祉保健のほかの分野にも反映されてもよいのではないかと思っているのですが、この点いかがでしょうか。

髙橋会長:大変難しい質問をいただきました。

何か事務局として、どうぞ。

福祉政策課長: 現計画の9ページの一番下に記載されているのですが、3の地域共生社会に、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」という注釈がございます。この地域包括ケアシステムの構築、共生社会の実現に向けてというところで、総論において使われている言葉ですので、計画全体の中での言葉として捉えていただければと思います。

高橋会長: これはなかなか難しい話なのですが、最近の議論で言うと、重層的支援体制 の議論も含めまして、個別の事業をどう進行管理するかというのは計画の非常に重要な ポイントだと思います。それと同時に、最近は児者別福祉という言い方をするのです が、障害児とか児童とか、高齢者というように縦で切っていましたが、保健医療というのは、実はそうではないわけです。また、障害の話と子育ての話は密接に関係していますし、子育てと地域福祉保健も、またがってくる話ですので、それをどう考えたらいいかを今後検討していく必要があるかと思います。

もう一つは、最近の、ここにもいろいろありますが、施設整備の話がありますが、区として整備をしていきますという話と同時に、区民に参加をお願いして、あるいは事業者や専門職の皆さんに協働で参加していただいて、いろんな活動を展開していく。最近の議論では、全世代型社会保障構築会議が去年報告書を出して、そこでソーシャルワークという言葉が初めて入ってきたんですが、ソーシャルワーカーやコーディネーターとかそういういろんな調整役が入ってきています。

それから、もう一つ、住まいマネジメントという議論が入ってきていて、これは、ここで言うと居住支援協議会のテーマでもあるのですが、在宅で支援するというのは、住まいが安定していないとできないことだと思います。ドクターの皆さんや薬剤師さんは、地域医療をやっておられると、そのこと痛感される機会がおありなのではないかと思うのですが、訪問活動が盛んになればなるほど、多面的なものをどう統合するかという議論があって、これを区の政策として、区民の合意を求めながら推進していくという話が、今までの業務と一味違うところがあって、それを計画にどう書き込んだらいいかというのは、これから策定する計画のテーマでもあると、そういうことに関わるご指摘をいただいたかと思いますので、神馬先生、ありがとうございました。

髙橋会長:どうぞ、そちらからお手が挙がっていました。ご発言ください。

宮長委員: 5ページ、2番目の丸で、災害時の自助・互助・共助・公助による安全安心の確保と、同時に、24ページに福祉避難所の拡充という実績報告がございます。関連して伺いたいと思います。

全国的には、どこでどんな災害が起きても不思議じゃない中、文京区において、過去の災害の例を見みますと、低地、溢水などによる水害、あるいは急傾斜地、崖地等の崩落と危険が指摘されています。文京区のハザードマップでは、特に水害の問題も地域的に指定されていますけれども、この福祉避難所に至る前の問題として、水防法の29年の改正で、いわゆる避難のために要支援が必要な人たちがいる施設においては、全てそうした方々への避難計画をつくり、そして避難訓練を実施しなければならないという義務化がなされました。文京区において、ハザードマップで指摘されているような福祉施設等で、避難のための計画の策定及び訓練の実施などはどの程度行われているのかという点について把握していれば、お答え願いたいと思います。

髙橋会長:これは、事務局としては、どちらが回答されますか。

よろしくお願いします。大事な論点ですので。

地域包括ケア推進担当部長: すみません、本日、防災の幹事が出席していないので、深いことはお答えできないのですけれども、前に、私たちもご指摘のエリアにある施設がないか、点検作業はさせていただいております。申し訳ございませんが、資料がないので、すぐにはご説明できないのですけれども、その点検作業において、ここはどういう避難をするのかは、共通見解でそのとき整備しましたけど、民間の事業者の人たちの働きかけはどうなっているかというご懸念だと思います。実際のところは、もともと、災

害のときのそういう用意をしてくださいと、大きな施設ほど特にお願い、居住型のところとかはお願いしてあります。ただ、密接に、水害だけにピンポイントでというのは、確認させていただかないと、はっきりお答えができないので、申し訳ございません、宿題とさせていただければと思います。

宮長委員: 国においては、水防法は国土交通省の所管なので、なかなか進まない。 我々、介護事業者として実際携わっていますが、なかなかこの計画策定が進まない。 消防計画ですと、いわゆる計画をつくる権限者が責任を負わなければならないのです けど、この水防法の要支援の必要な方々への避難計画は、それぞれの事業者の施設長 にも法的に責任が発生するという極めて厳しいものなのですが、なかなかこれが浸透 せずに、来年4月からのBCPの策定義務のほうばっかりに走っていっている。そういう 中で、水害被害が出ていることを考えますと、その点は、区としても援助していただ きたいと思います。

二つ目の質問ですが、31ページの児童相談所の設置に向けた取組において、23区の中では、文京区の設置は少し遅いほうかと思っているのですけれども、この児童相談所の職員の確保が相当大きな問題で、児童にまつわる虐待だとか傷害事件が起きると、必ず児童相談所の対応が的確だったのかということが大きな報道の内容になる時代です。これから開く文京区も、そうした専門職員の確保について、文京区の独自の取組や方針をお伺いしたいと思います。

髙橋会長:これは子育て、よろしくどうぞ。

児童相談所準備担当課長:まず児童相談所の設置でございますけども現在、特別区では7 区の児童相談所があり、文京区は、10番目に児童相談所を開設する予定でございます。 文京区も、平成28年の児童福祉法改正によりまして、特別区が児童相談所を設置できる 当初から、区で児童相談所を運営できるよう検討を進めてきたところなのですが、これ も基本計画等々を検討していった上で、本来ですと令和4年度に児相を開設するという 計画を持っておりました。宮長委員がおっしゃっていただきましたように、先行区から いろいろお話を聞くところ、児童相談所の専門職員をいかにきちんと確保するかという ことと、この児童相談所という大きな業務を区の中でいかに継続的に回していくかを文 京区でも検討を重ねまして、令和7年4月1日を目途にして開設を目指すこととし、準備 を重ねているところでございます。職員の確保は、特別区人事委員会の、任期付職員や 経験者の採用などを通して行っておりまして、幸いにして、文京区の児童相談所に力を ぜひ発揮してみたいという手を挙げてくれた職員が、非常に順調に集まってきていると ころです。ただ、もう一つ大切なことは、様々な経験者が来ていただいているところは ありがたいことなのですが、今後、文京区の児童相談所としてどうまとまっていくかを 今、検討を重ねており、人材的にもきちんとした状態で児童相談所を開設するというと ころについて、準備を重ねている状況です。

宮長委員:ありがとうございました。

髙橋会長: これも、ある意味では将来的な話でございますので、引き続き、機会を見て 議論することがあろうかと思いますので、よろしくお願いをいたします。新しい組織 というのは大変なことですので、とりわけ児童相談所の場合は、専門性に基づく措置 が必要な部門でございますので、職員さんをどうそろえるかというのは、これはトッ プから心理職等の専門職まで大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

鳩山委員: 3点のことで、意見と質問です。

1点目は、36ページの「区立幼稚園の認定こども園化」についてです。幼稚園からこども園化になると、ご存じのように、保育士等の資格の問題とかもあると思いますので、その人的な配置については、どの程度進捗しているのという質問です。

2点目は、意見になりますが、47ページの「子育てガイド」についてですが、民生委員さんを中心に、本当に素敵なものを作ってくださって、他の区からも素敵ねと言っていただきます。保育士の教員養成の学生にコピーして渡すと、情報が少ない学生は、何もやってくれてないと思っていたが、ああ、地域でこのようにやってくれているのだと理解していただけるので、すごく活用させていただいております。本当にありがとうございますというお礼です。

3点目は、14ページの「文京区版ひきこもり総合対策」についてですが、私は区民公募委員ですので、区民目線での質問ですが、ひきこもりはどのように把握されているのでしょうか。民生委員さんが中心だろうと思うのですが、引き籠もっているとなかなか状況が分かりません。私は子ども部会の所属ですけども、広場に来るお子さんは、来てくれているからいいと思います。しかし、引き籠もっている人をどうやって把握し、調査されているのか、その数値やデータがあるからこそ、対策を練っていらっしゃると思いますので、大体の数値、どれぐらいの方を想定してやっていらっしゃるのかという質問です。

以上です。お願いいたします。

髙橋会長:ありがとうございました。

これも児童関係、子育て支援、よろしくお願いいたします。

学務課長: 1点目にご質問いただいた区立幼稚園の認定こども園化の人的な配置についですが、当然、箱だけではなくてソフトの部分でしっかり準備はしていくことで現在進めているところです。こちらについては、認定こども園化することで、例えば、どのような人材がどの程度の人数必要か、そういったことも含めて検討はしているところです。実際、事務方だけの話では当然ございませんので、区立幼稚園の園長、あるいは区立保育園の園長で、専門の職種の職員にも状況、意見を聞きながら、今後より深く精査していくという予定でございます。

髙橋会長:はい、どうぞ。

子育て支援課長:子育てガイドの件、ありがたいお言葉をいただきまして、恐縮です。 この子育てガイドは、そもそも民生委員・児童委員や主任児童委員の皆様方のご厚意から始まった事業ですので、我々としましては、そのお気持ちをまず、第一に考えながら、より分かりやすく使いやすい、今の子育て世帯の使い方に合った分かりやすい作成に、今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

生活福祉課長: ひきこもりに関して、どのような形でひきこもりの方の情報を得るかについてですが、これは多方面にわたっておりまして、生活福祉課では、ひきこもり支援相談センターを設けており、電話、来所等による対応、相談を受け付ける体制がございます。また、多方面ということでは、民生委員の方、地域の方々からの情報もございますし、同じ庁内でも、保健サービスセンターの地域保健師から情報が上がるこ

と、あるいは高齢者安心相談センターから情報が上がること等、各関係機関からも情報が上がっております。そういった幾つものチャネルを持ちながら、ひきこもりの方の情報の収集に努めているところでございます。

ひきこもりの方につきましては、相談に来にくい等の課題がございます。なるべく相談がしやすいような状況やシステムをつくっていくということを、今後の課題と思っておりますので、引き続き努めてまいりたいと思います。

何人ぐらいかということの想定なのですけれども、国の試算では146万人ほど全国ではひきこもりの方がいらっしゃるということでございますが、ひきこもり支援センターの相談実績というところを見ますと、令和4年度は新規相談者が43名、延べ相談件数では164件となってございます。お一人の方につき、繰り返し相談に携わっていただいているというところでございます。

ひきこもりの方は、まだまだいらっしゃると思いますので、そういった方々の情報収 集につきまして、今後とも努力してまいりたいと思います。

髙橋会長:ありがとうございました。

ほかに何か、オンラインでご出席の委員の皆様からありますか。

佐藤委員からどうぞ。よろしく。

申し訳ございません。通信事情があまりよくないようで、うまく聞こえないので、できればチャットで、ご発言の内容をお書きいただくと、それを読み上げさせていただくことは可能になりますが、いかがでございましょうか、すみません。

後ほどということで、うまくご発言いただいた内容が分かり次第、またご披露させて いただきます。

- 神馬副会長:全体的なことなのですけれども、この計画の中に片仮名がとてもたくさん 使われている印象があります。例えば、文京ユアストーリー、ファミリー・サポート・センター、ハートフルネットワーク、在宅レスパイト、スターティング・ストロング・プロジェクトです。こういう用語というのは、文京区民の中ではすんなり受け入れられ ているものとして使われているのでしょうか。その辺りのニュアンスというのか、伺い たいのですけど。私はこういう用語を専門に仕事しているのでさっと分かります。文京 区民の中でも、こういう片仮名用語というのは当たり前に知られているということで計画をつくられているのか、その点いかがでしょうか。
- 髙橋会長: これは私のほうで引き取らせていただきますが、できるだけ簡明な分かりやすい言葉遣いをしていただくようお願いします。横文字は多義的、いろんな意味が含まれていて、何がなにやら分からなくするために横文字を役所は使う傾向があり、とりわけ国がよく使います。最近は、政治家も専門職もそういう癖がありますが。区民の皆様に理解していただけるような共通の合意が得られるような工夫というのは、心がけていただくということでよいですかね。ぜひ。

はい、どうぞ。

諸留委員:文町連の諸留です。今の横文字の話がございましたので、ミドルシニアという言葉がありますが、私は最初から違和感を持っていたのですけれど、曖昧だと思います。ミドルとういう言葉は、これは40歳、50歳から65歳ぐらいまでいっているのか、あまりに幅が広過ぎます。日本の社会というのは、アンケートを取るときにも、ミドルシ

ニアで取ってしまう。今また定年が変わり65歳になっていますけれど、少し前は60歳が 定年でした。定年で仕事が終わると、別の仕事に就くか年金をもらうかですが、生活が がらり変わる。そうすると、ミドルシニアという捉え方が、幅があり過ぎるのもいけな いのではないか、おかしいのではないかという話を何回もさせてもらいました。しかし 結局同じで、役所はそんな簡単には変えてくれないということで。

髙橋会長:今のご発言を受けますと、やっぱりそういう表現使うときは、どういう意味で使っているかという定義をつけておく、注をつけるというが大事かと思います。これからの計画づくりの中で注意するようにという、ご注意をいただいたということで。

事務局:チャットはまだなのですが、平岡委員が手を挙げられています。

髙橋会長:平岡副会長から、お手が。

平岡副会長:片仮名用語の問題が出てきましたが、先ほどの我が事・丸ごとについての 話に戻してしまうのですけれども、社会福祉分野の専門家の中では非常に一般的に使わ れるようになっていますけども、果たしてこれが広く共通の理解があるかどうかという ことで、先ほどご説明がなかったのですけども、厚労省は「我が事・丸ごと」地域共生 社会実現本部というのを、2016年に設置して、そこでの検討の結果が包括支援体制の整 備という目標を打ち出す社会福祉法の改正につながっていったという経緯があったかと 思います。それで、広く使われていたのですけど、最近、確かに強い価値観を伴った用 語という面があって、それだけに、価値観の違いによって、この言葉を使うのがいいの かどうか意見が分かれるというところもあります。地域福祉、保健医療分野から見てど うなのかということもありますので、今後もこの計画の中でこの言葉を使い続けるかど うかは改めて検討する必要があるかと思います。しかし、その一方で、確かに保健医療 や福祉以外の分野にも当てはまる理念であることも事実で、実際に、この計画の中にま ちづくり、建設であるとか、そういう分野の事業も入っているということもありますの で、こういう捉え方が幅広く適用できるのではないかという点もあります。本日の議題 でその理念の話は出てくると思いますので、そこで検討すればよいのではないかと思っ たという次第です。

意見というか、補足的な発言、説明のようなことになりましたが、一言申し添えさせていただきました。

髙橋会長:ありがとうございました。

それでは、今のご意見も受け止めさせていただいて、やはりこの現場での感覚を大事にしながら言葉を選んでいくと同時に、あえてそういう言葉を使うことによって、少し考え直そうよという役割もありますので、そこら辺はこれから部会でも積極的にご発言をいただきながら、いい計画にしていくという、次のネクストステージの糧にできればと思います。

チャットは入っていますか。

事務局:まだご意見はきておりません。

髙橋会長:それでは、後ほど事務局にご意見をお寄せいただいても結構でございますので、次のテーマにいきたいと思います。

子育て支援に関する実態調査の概要について、よろしくお願いします。

子育て支援課長:【資料第2号-子ども・子育て支援に関する実態調査の調査項目

(案) 】について説明

髙橋会長:ありがとうございました。

これから検討するということでございますが、ぜひ、調査項目にいく前に、全体の構造を図示するというのか、どういう調査をやるかを直感的に分かるように、どういう構造になっているかを知るためにこういう項目をやりますといったように、もうワンステップあると、議論していただく上で、少しそこら辺の工夫をされたらいいのではないか思います。この調査をやると何が分かるのかということを理解していただくような進め方が大事になるので、ご配慮いただくとありがたいと思います。そうすると、皆さんもこういう調査をやるのかが直観的に理解できますので、これはぜひ、遠藤副会長にもご相談の上、ぜひよろしくお願いをいたします。

子育て支援課長:会長おっしゃるとおりだと思いますので、この部分に1枚追加する形で、8月の次の会議のときまでには、より分かりやすく調査の概要が分かるようなものをおつけしたいと存じます。

髙橋会長:よろしくお願いいたします。

部会の委員の皆様は、そこでもう一回、この調査計画を議論する機会があるようでご ざいますので、そのときによろしくお願いをいたします。

髙橋会長:チャットでご発言をいただいていますので、読み上げをお願いします。

事務局:チャットでの発言、読み上げさせていただきます。

資料第2号について、今までは量の調査であることが待機児童ゼロに向けての調査として理解してきましたが、提供量が飽和している現在、子供が育つために質のいい環境をどのように準備するかが問われるべきだと考えます。いわゆる質の確保に向けた調査を行うべきだと考えます。少なくとも、文京区の保護者は、こういった施設が子供のいい育ちにつながると考えているが、見えるものになってほしいです。国の基準をクリアしていますからだけではなく、文京区が子育てを大切にする人に選ばれる区になるような調査になることを期待していますということです。佐藤委員からのご発言でした。

髙橋会長: ありがとうございました。

これは発言の意を呈して頑張りましょうねと事務局にエールを送っていただいたかと 思います。

高山副会長:この実態調査ですけれども、実は子ども本人の調査が加わったということで、そこから何が比較できるとか、保護者はこうだけど子どもは違うとか、あるいは一致している、そこら辺の項目が、きちっと連動性があるのかどうかというのが少し分かりにくいです。この辺のところを議論していただきたいと少し思います。子供たちの声というのは、非常に重要な声がそこに反映されるはずだと思いますので、保護者の声とは必ずしも一致するとは限らないわけです。そこに何かいろいろな問題が多分あるんだろうと推測するわけですけれども、そのときに項目の連動性というか、どういうふうに考えてつくられたのかお聞きしたい。あるいは、ここら辺のことを、連動性をつけていただきたいと思っています。

髙橋会長:どうぞ。

子育て支援課長: 高山副会長のご指摘もよく分かるのですが、設問項目を見ていただければ分かるとおり、特に小学生はそうなのですけれども、さほど多くの設問をちょっと

設けておりません。むしろ、この部分は自由記述等で拾っていきたいとは思っています。なるべく質問を簡易にしていきたいということ。また、子どもが思っていることと親御さんが思っていることも、今は、リンクはさせておりませんので、この部分、リンクできる部分があればしたいとは思っておりますが、設問項目を新たに追加するという部分では、今現時点では考えていないです。ご意見も踏まえた上で、引き続き、子ども・子育て会議等でも議論を深めてまいりたいと考えてございます。

高山副会長: そうですね。そこが重要なんじゃないかと僕は思います。それなら、何で子どもたちに調査するのかということになるわけですが、それはやっぱり大人と違うわけです。子どもの声をどう拾っていくかというのは重要なポイントなので、そこは連動させないといけないのではないでしょうか。

髙橋会長:どうぞ。

- 子育て支援課長:小学生本人に聞く質問の中で、不安や悩みという設問を設けておりますけれども、親御さんのほうに、自分のお子さんが悩みを抱えていると思いますか、連動というと、そういったことを私も思い浮かびますが、我々としては、その部分を聞くというよりは、今はあくまで子育て支援計画のニーズを把握するために行っている部分がメインになりますので、設問を設けるかどうかという部分についても、今いただいたご意見を子ども・子育て会議に持ち込みまして、議論を深めてまいりたいというところでございます。
- 髙橋会長:子どもたちの本音と、それから保護者の考え方というのは、常識的に考えて同じだったら気持ち悪い。違うところから意味を見いだすというのも必要だし、こういうところは、やはり保護者の方もお子さんたちも同じことを考えていると言うのかというのは、そこら辺の調査の解析がとても大事ですよと、髙山先生のご指摘はそこだと思います。だから、調査票の設計に当たってもきちんと意識しましょうと。やはり子どもの言い分と親の言い分というのは、ずれるのが当たり前です。何となく調和があるように思っているところがあるのですが、遡ってみると一緒だよねという話もないわけではない、そこら辺のことを皆さんで議論し合うための素材を提供していただく必要があると思いますので、ぜひ部会の中でも意見を伺いながら、髙山先生は大変大事なご発言をいただきましたので、いい調査に仕上げていただくことをお願い申し上げます。

はい、どうぞ。

木村委員:我が事と、丸ごとという言葉で、平岡先生もご発言がありましたけど、私も非常に、この我が事というのは不適切じゃないかと思います。例えば、同苦、同じく苦しむ、こういう言葉もありますし、丸ごとは本当に、あんまりアバウトな言葉じゃないかと、例えば一人も取り残さない、こういう形で、もっと分かりやすく、言葉遣いができるんじゃないかと感じましたので、一言発言させていただきました。

以上でございます。

髙橋会長:これは神馬先生に怒られそうな話ですが、最近コンパッションという言葉を使うようになりました。これも我が事の話です。様々な生活困難を抱えている人たちのことを我が事のように考えるイマジネーション、そういうものを持たないと実は地域でのサポートって発展しない、そういう趣旨で我が事という言葉が使われたはずです。ところが、我が事というのを、俺のためだというニュアンスも我が事、要するに利己的な

考え方という意味も我が事の中に含まれて理解されてしまい、利他的と利己的という言葉の識別がとても難しいと感じます。我が事だけで分かるとおっしゃる方もいらっしゃいますが、丸ごとというのはもう、個々の問題をばらばらにしないで考えましょうということ、そこら辺は解釈を少し丁寧に、共通理解にたどり着ける、それでもなかなか難しい言葉ですから、ぜひ、いろんな機会に皆さん議論していただくという必要がある、こうなっていますよとは言わずにいきましょう。地域共生という言葉だって、とても分かりにくい言葉なのですが、そういう言葉を使わざるを得なくなっているということが重要だと思います。今までは個々の施策で済んでいたけど、少しそれだけでは済まないということがあるのかもしれないと。そこら辺は、また議論する機会にと思っております。

神馬副会長:この質問項目の中で、私は、自由意見というのがとても重要だと思っています。しかし、分析する側にとっては、集計するのが面倒くさい項目です。それでも、たくさん貴重な自由意見が出てくれば、先ほどコメントにあった、質を考える上で非常に参考になると思います。ただし「自由意見」とだけ書いていると何を書いていか分からないので、もう少し自由意見が出やすい工夫、何についての自由意見なのかという辺りが分かりやすくなるような工夫をしていただけませんでしょうか。

子育て支援課長: おっしゃることはごもっともだと思っております。今回、自由意見という形で一番下の項目をつけてございますが、例えば、それぞれの項目ごとで自由意見を聞くなどといった、その分野に特化して何か意見があればということも必要になってくるのかと思っております。この部分は、今後、細かな文章の表現も含めて、子ども・子育て会議で議論してまいりますけど、なるべく多くの固有な意見が拾えるような形で設計をつくってまいりたいと考えてございます。

髙橋会長:ありがとうございました。

水谷委員: 先日の会議で、項目とともに、この項目でアンケートをするときに、答えていただく皆さんに、こういう趣旨でこういうことを調べるためにアンケートを行いますのでご協力をお願いしますという文言が1枚つくと、それについては、分かりやすく協力しやすくなるような文言で、文章で書いてくださいというのは、公募委員として事務局の皆さんにお願いした次第です。ですから、この質問項目がそのままいくのではなくて、その前段として、こういうことを調べるために皆さんにアンケートを協力してくださいという文言が行くということで、また次の会議のときに、文章もどうしたら分かりやすいか議論できればいいと思っております。先日の会議でそんな話が出ていたので、付け加えさせていただきました。

髙橋会長:ありがとうございます。

松川委員:私は今、子供1歳、4歳を育てているので、回答者側としてのコメントなのですけれども、自分の悩みをちゃんとここに反映できるか、伝えることができるかと思いながら見ていたのですけれども、項目75番で、子育ての不安や悩みというところで書いてあるのですけれども、ここに自分の悩みを全部書き加えること、伝えることができるかというのが少し疑問だと思いまして、もう少し細かな内容で選択できたり、もう少し細かな項目として設問を検討いただければと思うのと、どうしても行政サービスということで、行政の子育て支援サービスに着目しがちだと思うのですけれども、実際、子育

てをしている当事者としては、民間サービスも使いながら、いろいろなサービスを使って子育てを回しているというような実態もございますので、そうした観点も入れて調査いただいて、それでニーズを把握していただければと思いました。

ありがとうございます。

髙橋会長:どうぞ。

子育て支援課長:水谷委員からのお話は、おっしゃるとおりでして、きちんと説明をした上での調査をすることを、保護者あるいはお子さんご本人に対してもしっかりやっていくというところで確認をしたところです。

また、もう一ついただきました松川委員からのご意見でございますけれども、確かに悩みの部分を、悩みがありますかという聞き方だけではなく、悩みがありますといったときに、どういった部分かというところは、今この設問項目では細かく書いてございませんけれども、そういった部分をしっかり丁寧に聞けるような制度設計にしてまいりたいと思っております。

また、民間サービスの部分については、様々な民間サービスがあるものですから、その部分を一概に聞けるかどうかという部分については、関係所管課とも協議をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

高橋会長:調査の目的をはっきりさせないと、全ては調べられないので、何のために調査をするかということを、もう一度部会でも議論していただくといいかと思います。調査というのは。どういう視点でどういうものをお答えいただくか、それは後の集計・解釈の話とも関係しますので、そんなに簡単にさっさと分かるものではございませんので、ひとつ工夫をして作成するようお願いします。

また後に、総括的にご発言いただく機会をつくりますので。

それでは、その次の議論。今度こそ地域共生の話が出てきましたが、地域共生社会の 実現に向けた方向性について、よろしくお願いいたします。

福祉政策課長:【資料第3号-地域共生社会の実現に向けた方向性(案)】について説明高橋会長:ありがとうございました。

これは総論なので、なかなか議論しづらいところがありますが、ここらはどうなのかとか、いろいろご意見もおありかと思います。

いかがでしょうか、ご自由に。どうぞ。

宮長委員:説明の中でも、2040年を目指して、内容を充実させていくという趣旨の報告だったと思いますが、地域共生社会という言葉についてのいろんな議論はありましたけども、先日6月14日に参議院で全会一致で成立した認知症基本法は、地域共生社会の推進に向けての認知症基本法という名前で、前段にこの言葉がついているのですけれども、法律が通って、今後いろんな計画づくりとか、区や何かの義務とかいろんなことが出てきますけれども、認知症基本法の考え方というのは、今回の改定、方向性の改定の中には反映されないのでしょうか、その辺はどうなのでしょうか。

髙橋会長:はい、どうぞ。

地域包括ケア推進担当課長:高齢者・介護保険事業計画については、先に地域包括ケア 推進委員会でご意見をいただいたところです。今回のこちらの新しい計画におきまし て、認知症基本法は成立したばかりなので、国の事業計画にのっとってというよう な、次期の計画に反映されるものになると考えております。けれども、法律の理念に ついては、こちらの新しい計画にも反映させていきたいと考えております。

髙橋会長:どうぞ。

地域包括ケア推進担当部長:補足させていただきますと、今お示ししているのは第1章の総論ということで、全ての個別計画の共通事項になります。ご指摘いただいたところの一つ一つの細かな事象は、高齢介護の部会でまた深めていっていただければと思います。2040年はおっしゃるとおり、高齢者の、団塊ジュニアの人たちがみんな65歳になっていくタイミングですので、そのときの社会構造を考えますと、今日お集まりの皆様のところでいろんな課題が見えてくると思います。そういった中でご意見いただけばと思います。

髙橋会長:ありがとうございました。

神馬副会長:資料の中で、最後、世代や年齢、障害の有無等にかかわらず参加できる多世代交流というのがとても重要だと思っています。こういうことを推進する一環として、これはコメントでしかないのですけど、幸福寿命という概念が出てきています。2018年に伊藤裕さんという人が朝日新書から本を書いています。愛知県とか、ある市では、健康寿命だけじゃなくて幸福寿命を高めようということを施策の中にも入れています。幸福寿命というのは何かというと、病名があっても、障害があっても、最後の瞬間まで幸福でいられる寿命ということです。ある自治体では、そういうことをやっていますので、参考までに紹介させていただきました。

髙橋会長:ありがとうございました。

大事なご発言をいただきましたので、参考にさせていただければと思います。

それでは、これは、今日お示しした上で、より分かりやすくすることもあろうかと思いますので、ブラッシュアップしながら、分かりやすい総論の、言わば顔みたいなところがありますので、お読みいただいた区民にすとんと落ちるような表現にしていく努力は、なお事務局としても続けていただくということで合意をいただいたということでございます。

引き続き、資料第4号、新たな地域福祉保健の推進結局の主要項目(案)ということで、よろしくお願いいたします。

福祉政策課長:【資料4号-新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)】について 説明

髙橋会長: それぞれ、かなり個別の項目の提示になっておりますので、お気づきのところからどうぞ。ご意見、ご発言をいただけたらと思います。

成年後見制度は今、国で見直しの議論が始まっています、権利擁護の話も、それをに らみながらの話になっていくので、なかなか難しいと思いつつ、ここでどう落ち着かせ るか、これはこの策定のプロセスの時間の中で、国の動向を睨みながらということにな ると思って、今年度は結構大変です。トリプル改定です。診療報酬と介護報酬と障害の 改定とが一緒に起こるので、現実の制度の動きもにらみながらブラッシュアップしてい くという必要があります。もうそろそろ時間も迫っておりますので、そこら辺をお含み の上、ご意見は後ほどお寄せいただくということにしてよろしいでしょうか。

堀口委員: DVのことについて一つ、DVの被害の予防、早期の救済をということで書かれ

ていますけども、若年化というか、デートDVも含めて、子供たちへのDVの防止教育、 予防教育、そういうものが必要になってきているなと思っています。小学校に通って いる孫の話を聞くと、先生のお話の中で様々な教育的な指導はあるように思うのです けれども、具体的に文京区としての大きな取組は、このDVに対する子供たちへの予防 教育は入っていますでしょうか。

子ども家庭支援センター所長: 文京区では、小中学生に向けた、いわゆるお困り事という、チラシを作成しておりまして、学校にもお渡しをしているところでございます。また、子ども家庭支援センターでは、子ども応援サポート室というのを設けておりまして、子ども向けのチラシも実は作っております。ここにお困り事、また、家庭で何か悩みがあったらご連絡してくださいということで、そういった周知にも努めているところでございます。

今後、文京区でも要対協という、要保護児童対策地域協議会がありますので、その中でも、今、堀口委員のほうから言われておりました学校等への周知、強化をしていただきたいという声を伺っているというところで、より一層、学校間連携、子ども家庭支援センターが軸となって、周知活動徹底に努めてまいりたいと考えております。

髙橋会長:どうぞ。

ダイバーシティ推進担当課長: DVの関連についても、男女平等参画推進計画の中で取り扱っているところです。子ども家庭支援センターからもありましたとおり、様々な分野においてDVの防止の啓発というのは行っているところです。学校における子どもたちへの教育ということもその中には含まれているところなのですけれども、本日、教育指導課長が欠席しておりますので細かいところまでは申し上げられませんが、男女平等センターにおいて、大人から子供まで幅広に相談を受けられることになっております。SNS等の相談も行っていて、SNSの相談に関する周知啓発については、中学校にもカードを配る等、相談先ということで周知も行っておりますので、様々な場面におけるDVの防止に向けた啓発は、今後とも幅広に行っていきたいと思っております。

髙橋会長:ありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。そんなことで、ほかに何か。

武長委員: 1点は、前回のこの会議で髙山副会長からもご発言があったと思いますが、 地域福祉保健計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の連動について検討したほ うがいいのではないかということでご発言があって、今年は「文の京」総合戦略と、 この計画と、地域福祉活動計画の改定年度が重なる貴重なときだから、その連動とい うのは考えなければいけないということをおっしゃっていたと思います。

もともと「文の京」総合戦略とこの計画は連動することが、体系上、意識されている と思うのですが、地域福祉活動計画との連動の点についても、主要項目とか具体的な事 業案がどんどん出てくる時期だと思いますので、意識して対応いただけるような検討を 行っていただけるとありがたいなと思っております。

障害者部会では、具体的にこれから連動の点について検討いただけるというご回答でしたので、他の計画についても、その点、連動を意識した内容にしていただけたらということでお願いとさせていただきます。

もう一点は、この主要項目の中に入って、細かいところなのですが、資料第4号の裏

側の、上側の福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進のところの四つ目のポチです。「市民後見人に限らない権利擁護支援の担い手の養成」というところ、市民後見人の養成自体も自治体として取り組まれることにはなっていると思うのですけれども、市民後見人に限らない権利擁護支援の担い手の養成という、この書き方は、事務局の意図としては、市民後見人はもとより、もちろんのこと、それ以外の権利擁護支援の担い手も養成しなければならないと、こういう趣旨でつくられたのだともちろん認識しているのですけれども、文言の使い方として、市民後見人じゃなくても、それのただ権利擁護支援の担い手を養成すればオーケーではないのかみたいな形に読めてしまうので、提案ですけれども、「市民後見人及びその他の権利擁護支援の担い手の養成」などに変えると、市民後見人ももちろん育てるし、それ以外の権利擁護支援の担い手も育てるような形で、より明確になるのではないかと思いますので、1点提案させていただきます。

以上です。

髙橋会長:ありがとうございます。

私も少し気にしていたところです。成年後見制度という枠組で市民後見人というような位置づけ、今までの専門職後見に加えて、比較的、後見業務として、裁判所があれは認定しますから、引き受けていただけるようなものというのと、権利擁護というのは多分、すこし違う。少し広い概念なので、そこら辺、混同されないような表現は必要だと。そして、それが実は成年後見制度の考え方についても、とりわけ障害の当事者の方が、だから、かなり異論があるということもあって、権利能力を、契約能力を奪うという話は、制度上の問題として指摘があったかと思います。それをどうするかというのはこれから検討されているでしょうが、国のレベルで議論されているようですので、それを睨みながら、公表する段階との時間的な関係もありますので、少し意識していただきますということで、ちょっと私から補足です。それでよろしかったよね。

片岡委員:実績報告の、この83ページ、認知症検診事業についてお伺いいたします。

まず、目標が1万2,000人、実績が1万1,148人、93%の達成率でございます。次年度 も、令和4年度も95%の達成率で、すばらしいと思いました。早期の気づきを支援する ためにということで、55歳から75歳までということなのですけれども、75歳の検診をミ スした私は、もう受けられないのかなと、非常に不安に思っております。

この達成率というのは、皆さんがすごく関心をお持ちなのか、それとも、設定とか呼びかけとかがお上手だったからなのか、少し伺いたいと思って発言いたしました。

髙橋会長: そちらの方、よろしく。

地域包括ケア推進担当課長:認知症検診事業について、残念ながらお受けいただけなかったということで、タイムリーにご案内、もう少し周知に工夫が必要かと思っているところです。年齢につきまして、こちらの認知症検診事業の目的は、実際に早期発見という目的ももちろんあるのですが、壮年期の初期から定期的にご自身の脳の健康についても興味を持っていただきたいということで、55歳から文京区の場合は年齢を設定しております。機会が55、60と5歳刻みで、最後は75歳となっておりますので、こちらの検診にご参加いただけない場合におきましても、気づきチェックリストという、同じようなチェック指標を、ホームページや区報、その他パンフレット等にお載せしておりまして、気になったときにいつでも、この年齢に限らず、どなたでも確認をし

ていただけるような体制を取っております。

また、検診事業について関心が高いというところ、ご評価いただいているのですけれども、こちらにつきましては、区内にありますエーザイ株式会社と共同で取り組んでいるところでございます。そのほか、医師会ですとか歯科医師会様、区内の薬局等に今年度はポスター等を貼らせていただいて周知をしているところで、現在エーザイのデジタルチェックツール「のうKNOW」というもののアクセス数が昨年よりも増しているところなので、年々、認知症、脳の健康については皆さんの関心が高まっているところかなと思っているところです。

以上です。

高橋会長:認知症の問題については、基本法ができましたので、推進計画を地方自治体レベルでつくらなければいけないという、あれは3年後ぐらいですか。そこら辺のことは意識しながら、高齢者というわけでもないのですが、認知症という言葉はなかなか難しい概念で、あれは症候群ですから、僕は疾病かどうかということすら、アルツハイマーとかレビーだとかというのは診断ですが、それを全部集めるとなかなか難しい概念だと。疾病とはちょっと違うニュアンスがあると思って、それで議論をしたほうがよさそうだと思っております。精神科病院に認知症の方が入っているのは大変具合が悪いので、そういうことを含めて議論しなきゃいけないと。

石樵委員:今、武長委員からいただいた意見に少し補足をさせていただきます。

社会福祉協議会で作成します地域福祉活動計画と区の計画を連携させていくということは、それぞれの計画においては担ってきたところなのですけれども、本来少し趣旨が違うもので、地域福祉活動計画はあくまでも住民によって作成される計画です。住民の方々が自分たちの地域をどうつくるか、あくまでもその立ち位置からつくるものですので、直線的に連続性を持たせるというよりは、どちらかというと両端から近づき合って、そこに何らかの連続性を担保するということ思っています。その結果として、地域共生社会の実現につながっていくかと思っています。具体的には、策定委員会に福祉政策課長が参加してくださっていますし、社会福祉協議会担当者と福祉部の担当者が定点で進捗を共有しながら連続性を担保していくように考えています。

また、権利擁護の話ですが、この権利擁護の担い手という解釈ですが、いよいよ今年から養成講座に着手していく予定ですけれども、そこに市民後見人として登録していただく方を創出するのと併せて、そこの養成講座を終えた方が、例えば介護関係の事業の担い手となっていただく、あるいは社協のいろいろな福祉関係事業の担い手となっていただくことで、地域に広く権利擁護の理念を共有して担っていただく方を増やしていくというところが一番の趣旨ですので、そのように担い手を解釈していただけるとよろしいのかと思っています。

高橋会長:次のステップの議論になりそうなのですが、ちょっと簡単に。

武長委員:公募委員の武長です。地域福祉活動計画ですけれども、「住民の方やボランティア、地域福祉関係団体などの皆さんと一緒に今ある地域の課題を洗い出し、その解決に向けて、どのような地域づくりを行っていくのかを示した行動計画です」とホームページ上も記載されていて、重層的支援体制整備事業の中で、地域づくりというような項目で挙げられていると思いますが、そこに関わるステークホルダーの方たちのまさに

自発的な計画だと思いますので、確かに主体は違うのですが、連動という意味では、や はり意識する必要性はかなり高いかなと、僕は個人的には考えております。

高橋会長:権利擁護の話は奥が深いので、地域福祉権利擁護事業をつくってしまったので、あれは日常生活支援事業に変わりましたけれども、その話もあって、なかなか、それと成年後見制度の折り合いというのは難しいです。ということで、これは次の機会もあるし、追々というか、もう少し皆さんで議論を深めていく必要のある、というのも、これが「我が事」の基本ですから、そういうことで言えば、皆さんと一緒にこれから深めていければと思っております。

もう時間が、予定の時間をオーバーしてしまったので、いろいろご発言があろうかと 思いますが、またということで、あと、オンラインの皆様からも発言、要望はございま せんね。

それでは、今日の議論はこれでひとまず、8月があるようでございますので、次の予 定について事務局にお戻しいたします。

福祉政策課長:皆様、本日は熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。本日頂戴したご意見も踏まえまして、引き続き検討を重ね、次回の協議会では、またご議論いただければと存じます。

最後に、次回の協議会の日程についてご報告いたします。8月28日(月)14時から、 ここ第1委員会室で実施させていただく予定でございます。通知文につきましては、近 日中に送付させていただく予定でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたし ます。

事務局からは以上でございます。

髙橋会長: まだまだ暑さが残っているようでございますが、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

以上